

○国土交通省告示第八百二十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成十九年六月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりテナント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりテナント倉庫建築物の安全性を確かめた場合におけるテナント倉庫建築物の構造計算書を別表に定め、構造計算概要書を別記第一号様式に定める。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表

<p>構造計算書の種類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>(一) 別記第一号様式による構造計算概要書</p>	<p>別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>
<p>構造計算チェックリスト</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p>
<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十九号。以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び</p>

		<p>(二)</p> <p>基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	
<p>寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p> <p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p> <p>地盤調査方法及びその結果</p> <p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p> <p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p>

	<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p> <p>平成十四年国土交通省告示第六百六十七号第五に規定するテント倉庫建築物の基礎について定める構造計算の計算書</p>
略伏図	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
略軸組図	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
部材断面表	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>
荷重・外力計算書	<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法</p> <p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p> <p>風圧力の数値及びその算出方法</p>

	<p>地震力の数値及びその算出方法</p> <p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p> <p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布</p>
<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項</p>
<p>断面計算書（断面検定比図を含む。）</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲</p>

	<p>げ及びせん断の許容応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項</p>
<p>基礎ぐい等計算書</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書</p>
<p>使用上の支障に関する計算書</p>	<p>平成十二年建設省告示第千四百五十九号に規定する構造計算の計算書</p>
<p>構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別でききる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p> <p>三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要</p>	

書を含む。)を作成すること。

四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。